

平成 26 年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）」の主な変更点
(下線部分が改正部分)

平成 25 年度	平成 26 年度
<p><「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」又は「研究活動スタート支援」></p> <p>(略)</p> <p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>【直接経費の使用内訳の変更】</p> <p>2-4 研究代表者及び研究分担者は、交付申請書に記載した各費目ごとの額にしたがって、直接経費を使用するものとする。ただし、研究代表者は、直接経費の使用内訳について各費目の額を、交付する直接経費の 50%未滿(直接経費の総額の 50%の額が 300 万円以下の場合、300 万円まで)の範囲内で、取扱要領第 11 条第 3 項に規定する日本学術振興会の承認を得ることなく変更することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p> <p>【直接経費の使用内訳の変更】</p> <p>3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の 50%未滿(直接経費の総額の 50%の額が 300 万円以下の場合、300 万円まで)を超えて変更しようとする場合には、様式 C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>【利子の取扱】</p> <p>3-13 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に</p>	<p><「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」又は「<u>特別研究促進費</u>」></p> <p>(略)</p> <p>2 直接経費の使用</p> <p>(略)</p> <p>【直接経費の使用内訳の変更】</p> <p>2-4 研究代表者及び研究分担者は、交付申請書に記載した各費目ごとの額にしたがって、直接経費を使用するものとする。ただし、研究代表者は、直接経費の使用内訳について各費目の額を、交付する直接経費の 50%<u>未滿</u>(直接経費の総額の 50%の額が 300 万円以下の場合、300 万円まで)の範囲内で、取扱要領第 11 条第 3 項に規定する日本学術振興会の承認を得ることなく変更することができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p> <p>【直接経費の使用内訳の変更】</p> <p>3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の 50%<u>未滿</u>(直接経費の総額の 50%の額が 300 万円以下の場合、300 万円まで)を超えて変更しようとする場合には、様式 C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>【利子の取扱】</p> <p>3-13 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に</p>

関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならない。

(略)

5 実績の報告

【実績報告書の提出期限】

5-1 研究代表者は、平成26年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所のホームページにより公開される。）。

(略)

6 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等の提出】

6-1 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」の研究課題の研究代表者は、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに研究成果報告書により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない（研究成果報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される。）。

(略)

関して生じた利子を、原則、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならない。

(略)

5 実績の報告

【実績報告書の提出期限】

5-1 研究代表者は、平成27年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所のホームページにより公開される。）。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

(略)

6 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等の提出】

6-1 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」又は「特別研究促進費」の研究課題の研究代表者は、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日~~から~~6月30日までの間に、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに研究成果報告書により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない（研究成果報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される。）。

(略)

2. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」
 の主な変更点 (下線部分が改正部分)

平成25年度	平成26年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う平成25年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う平成26年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「<u>特別研究促進費</u>」、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>
(略)	(略)
<p>3 研究機関が行う事務の内容</p>	<p>3 研究機関が行う事務の内容</p>
<p>補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。</p>	<p>補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。</p>
<p>(1) 直接経費の管理</p>	<p>(1) 直接経費の管理</p>
(略)	(略)
<p>【物品費の支出】</p>	<p>【物品費の支出等】</p>
<p>3-10 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。</p>	<p>3-10 補助事業に係る物品費の支出にあたっては、（購入物品の発注、納品検収検査、管理）については、<u>は、原則として、以下により、研究機関が適切に行うこと。（役務契約に係る支出にあたっては同様の取扱いとする。）</u></p>
<p>① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。</p> <p>② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行うこと。</p> <p>③ 補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を日本学術振興会に返還すること。</p>	<p>① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検収検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。</p> <p>② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検収検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検収検査を行うこと。また、データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など、特殊な役務に関する検収について、<u>実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</u></p> <p>③ <u>研究機関が発注、納品検収を行わない例外的な措置を講ずる場合は、必要最小限のものに限定し、研究機関の責任の下で実質的に管理する厳格な実施体制を整備すること。</u></p> <p>④ <u>取得価格50万円以上かつ耐用年数1年以上の物品及び換金性の高い物品については、研究機関において設備等として受入れ、適切に管理すること。</u></p> <p>⑤ 補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な発注、納品検収検査、管理が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を日本学術振興会に返還すること。</p>
<p>【旅費及び人件費・謝金の支出等】</p>	<p>【旅費及び人件費・謝金の支出等】</p>
<p>3-11 補助事業に係る旅費及び人件費・謝金の支</p>	<p>3-11 補助事業に係る旅費及び人件費・謝金の支</p>

- 出にあたっては、以下により取り扱うこと。
- ① 旅費及び人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切におこなうこと。
 - ② 研究協力者の雇用に当たっては、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が研究協力者の勤務内容、勤務時間等を適切に管理して給与等を支給すること。
 - ③ 補助金により雇用された者（以下「科研費被雇用者」という。）が、雇用元の補助金の業務（以下「雇用元の業務」という。）以外に、自ら主体的に研究を実施しようとする場合は、研究機関において次の点を確認すること。
 - 1) 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること。
 - 2) 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォート等によって明確に区分されていること。
 - 3) 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること。

(略)

(2) 間接経費の使用

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

- 3-21 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

④直接経費の使用内訳の変更

研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、各年度に交付された直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで）の範囲内で変更できるため、各費目ごとの使用状況及び直接経費全体の使用状況を常に把握すること。

研究代表者が、上記の限度を超えて各費目の額を変更しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

- 3-22 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る

- 出にあたっては、以下により取り扱うこと。
- ① 旅費及び人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。
 - ② 研究協力者の雇用に当たっては、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど研究協力者の勤務状況内容、勤務時間等を適切に管理して給与等を支給すること。
 - ③ 補助金の不適正な執行の疑いが生じた際、用務の目的や受給額の適切性の確認、勤務状況の管理等が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を日本学術振興会に返還すること。
 - ④ 補助金により雇用された者（以下「科研費被雇用者」という。）が、雇用元の補助金の業務（以下「雇用元の業務」という。）以外に、自ら主体的に研究を実施しようとする場合は、研究機関において次の点を確認すること。
 - 1) 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること。
 - 2) 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォート等によって明確に区分されていること。
 - 3) 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること。

(略)

(2) 間接経費の使用

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

- 3-21 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

④直接経費の使用内訳の変更

研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、各年度に交付された直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで）の範囲内で変更できるため、各費目ごとの使用状況及び直接経費全体の使用状況を常に把握すること。

研究代表者が、上記の限度を超えて各費目の額を変更しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

- 3-22 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る

次の手続を行うこと。

(略)

②事業計画の変更

代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、補助事業の実施状況を常に把握すること。

ア 「直接出版費」及び「翻訳・校閲経費」について、各々50%未満の増減内で変更すること

イ 「ページ数」、「翻訳後の原稿予定枚数」及び「校閲原稿予定枚数」について、各々50%未満の増減内で変更すること

ウ 平成25年度に刊行又は翻訳・校閲を行う場合の「出版社等への原稿組入日」又は「翻訳・校閲期間開始日」を予定より早めること又は平成25年6月30日を超えない範囲で遅らせること

ただし、平成25年度に翻訳・校閲の上、刊行する場合の「出版社等への原稿組入日」については、予定より早めること又は補助事業の実施期間（平成26年2月28日）を超えない範囲で60日以内遅らせること

エ 「発行予定年月日」及び「翻訳・校閲期間完了日」について、予定より早めること又は補助事業の実施期間を超えない範囲で60日以内遅らせること

代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「刊行物の名称」、「著者・著作権者」、「編者」、「発行部数」、「定価」又は「卸売価格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-2「事業計画変更承認申請書（研究成果公開促進費「学術図書」）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

④所属する研究機関の変更

代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、補助事業を実施中である場合に、当該代表者が新たに所属することとなる研究機関に対して関係書類を引き継ぐこと。

代表者が、研究機関に所属しないこととなる場合であって、補助事業を実施中である場合は、当該代表者に対して関係書類を引き継ぐこと。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者である場合に、当該代表者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

3-23 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。

次の手続を行うこと。

(略)

②事業計画の変更

代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、補助事業の実施状況を常に把握すること。

ア 「直接出版費」及び「翻訳・校閲経費」について、各々50%未満の増減内で変更すること

イ 「ページ数」、「翻訳後の原稿予定枚数」及び「校閲原稿予定枚数」について、各々50%未満の増減内で変更すること

ウ 平成26年度に刊行又は翻訳・校閲を行う場合の「出版社等への原稿組入日」又は「翻訳・校閲期間開始日」を予定より早めること又は平成26年6月30日を超えない範囲で遅らせること

ただし、平成26年度に翻訳・校閲の上、刊行する場合の「出版社等への原稿組入日」については、予定より早めること又は補助事業の実施期間（平成27年2月28日）を超えない範囲で60日以内遅らせること

エ 「発行予定年月日」及び「翻訳・校閲期間完了日」について、予定より早めること又は補助事業の実施期間を超えない範囲で60日以内遅らせること

代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「刊行物の名称」、「著者・著作権者」、「編者」、「発行部数」、「定価」又は「卸売価格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-2「事業計画変更承認申請書（研究成果公開促進費「学術図書」）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

④代表者の応募資格の喪失

代表者が、補助事業を遂行することができなくなった場合には、③により補助事業の廃止の手続きを行うこと。

⑤所属する研究機関の変更

代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、補助事業を実施中である場合に、当該代表者が新たに所属することとなる研究機関に対して関係書類を引き継ぐこと。

代表者が、研究機関に所属しないこととなる場合であって、補助事業を実施中である場合は、当該代表者に対して関係書類を引き継ぐこと。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者である場合に、当該代表者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

3-23 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。

(略)

②事業計画の変更

代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、各費目ごとの使用状況、その他補助事業の実施状況を常に把握すること。

ア 「入力レコード数」及び「データ容量」について、各々50%未満の増減内で変更すること

イ 「所要経費」の使用内訳について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各費目の額を、交付された補助金の総額の50%未満（補助金の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）を限度として変更すること

ただし、旅費（「国内連絡旅費」）については、当該費目の50%を上限として変更すること

代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「データベースの名称」又は「データベースの種類・性格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-3「事業計画変更承認申請書（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

④所属する研究機関の変更

代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、直接経費に残額がある場合に、当該代表者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。

代表者が、研究機関に所属しないこととなる場合であって、直接経費に残額がある場合は、当該代表者の専用口座に対してこれを送金すること。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者である場合に、当該代表者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

【実績報告等に係る手続】

3-24 「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

①実績報告書の提出

各補助事業について、平成26年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表

(略)

②事業計画の変更

代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、各費目ごとの使用状況、その他補助事業の実施状況を常に把握すること。

ア 「入力レコード数」及び「データ容量」について、各々50%未満の増減内で変更すること

イ 「所要経費」の使用内訳について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各費目の額を、交付された補助金の総額の50%未満（補助金の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）を限度として変更すること

ただし、旅費（「国内連絡旅費」）については、当該費目の50%を上限として変更すること

代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「データベースの名称」又は「データベースの種類・性格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-3「事業計画変更承認申請書（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

④代表者の応募資格の喪失

代表者が、補助事業を遂行することができなくなった場合には、③により補助事業の廃止の手続きを行うこと。

⑤所属する研究機関の変更

代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、直接経費に残額がある場合に、当該代表者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。

代表者が、研究機関に所属しないこととなる場合であって、直接経費に残額がある場合は、当該代表者の専用口座に対してこれを送金すること。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の代表者である場合に、当該代表者が作成する様式C-59-1「代表者所属機関等変更届（研究成果公開促進費）」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

【実績報告等に係る手続】

3-24 「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

①実績報告書の提出

各補助事業について、平成27年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表

者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

(略)

3-25 「特別推進研究」に係る次の手続を行うこと。

①国の会計年度終了に伴う実績報告書の提出

各補助事業について、国の会計年度が終了した場合（研究計画最終年度の場合を除く）には、翌年度の5月31日までに、各研究代表者が当該年度の終了時において作成する、様式CK-6-1「実績報告書（収支決算報告書）」（様式BK-3-1「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式CK-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式BK-4-1「研究実績報告書（表紙）」を添える。）により日本学術振興会に実績報告を行うこと。

②実績報告書の提出

各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表者が作成する、様式CK-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」（様式BK-3-4「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式CK-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」（様式BK-4-4「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-26 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

(略)

②状況報告書の提出

各補助事業について、平成26年1月17日までに実績報告を行う場合を除き、平成26年1月17日までに、各代表者が作成する様式C-57-2「状況報告書（研究成果公開促進費「学術図書）」」（様式B-53「状況報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

(略)

3-25 「特別推進研究」に係る次の手続を行うこと。

①国の会計年度終了に伴う実績報告書の提出

各補助事業について、国の会計年度が終了した場合（研究計画最終年度の場合を除く）には、翌年度の5月31日までに、各研究代表者が当該年度の終了時において作成する、様式CK-6-1「実績報告書（収支決算報告書）」（様式BK-3-1「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式CK-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式BK-4-1「研究実績報告書（表紙）」を添える。）により日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

②実績報告書の提出

各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表者が作成する、様式CK-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」（様式BK-3-4「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式CK-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」（様式BK-4-4「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

3-26 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

(略)

②状況報告書の提出

各補助事業について、平成26年1月17日までに実績報告を行う場合を除き、平成26年1月17日までに、各代表者が作成する様式C-57-2「状況報告書（研究成果公開促進費「学術図書）」」（様式B-53「状況報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

②翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-60-7「実績報告書（2）（学術図書）」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成28年3月10日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止

3-27 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。

(略)

②状況報告書の提出

各補助事業について、平成26年1月17日までに実績報告を行う場合を除き、平成26年1月17日までに、各代表者が作成する様式C-57-3「状況報告書（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」(様式B-53「状況報告書（表紙）」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

③翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-1「実績報告書（2）（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成27年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」(様式B-51-4「収支簿（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」の写し及び様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

【研究成果報告に係る手続】

3-28 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

①研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、研究代表者が作成する、様式C-19

の承認を受けた後30日以内）に、各代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書（研究成果公開促進費「学術図書）」（様式C-53-1「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞）」、様式C-53-2「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜翻訳・校閲経費＞）」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。)及び「刊行物一式（翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-27 「研究成果公開促進費（データベース）」に係る次の手続を行うこと。

(略)

②状況報告書の提出

各補助事業について、平成26年1月17日までに実績報告を行う場合を除き、平成26年1月17日までに、各代表者が作成する様式C-57-3「状況報告書（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」(様式B-53「状況報告書（表紙）」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

②翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-1「実績報告書（2）（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成27年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」(様式B-51-4「収支簿（研究成果公開促進費「データベース（研究成果データベース）」）」の写し及び様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

【研究成果報告に係る手続】

3-28 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

①研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究促進費」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日

「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、研究成果の取りまとめができ次第速やかに日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

(4) 設備等に係る事務等

(略)

【利子の譲渡の受入】

3-33 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならないこととしているので、これが譲渡される場合に、これを受け入れること。

(略)

4 適正な使用の確保

【経費管理・監査体制の整備】

4-1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）を踏まえ、経費管理・監査体制を整備すること。

(略)

【誓約文書の徴収及び保管】

4-5 交付内定を受けた補助事業について、交付申請の取りまとめを行う際には、各研究代表者が作成する誓約文書（補助条件等を遵守し、不正行為を行わない旨の確認書）を必ず徴収し、確認するとともに、当該文書を機関において保管しておくこと。

(略)

【不正な使用に係る調査の実施】

4-8 補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を日本学術振興会に報告すること。

する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、研究成果の取りまとめができ次第速やかに日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

(4) 設備等に係る事務等

(略)

【利子の譲渡の受入】

3-33 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、原則、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならないこととしているので、これが譲渡される場合に、これを受け入れること。

(略)

4 適正な使用の確保

【経費管理・監査体制の整備】

4-1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文科科学大臣決定）を踏まえ、経費管理・監査体制を整備すること。

(略)

【誓約文書の徴収及び保管】

4-5 交付内定を受けた補助事業について、交付申請の取りまとめを行う際には、各研究代表者が作成する誓約文書（補助条件等を遵守し、不正行為を行わない旨の確認書）を必ず徴収し、確認するとともに、当該文書を機関において保管しておくこと。

(略)

【不正な使用に係る調査の実施】

4-7 補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む。）には、日本学術振興会に報告の上、速やかに調査を実施すること。また、その結果を日本学術振興会に報告するとともに、公表すること。

<p>(略)</p> <p>【不正使用に伴う間接経費の返還等】</p> <p>4-10 補助金の不正使用があった場合には、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用の再発を防止するための措置を適切に講じること。</p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>【研究活動の不正行為に係る調査の実施】</p> <p>5-2 補助金による研究活動に関わる不正行為が明らかになった場合（不正行為が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を日本学術振興会に報告すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【不正使用等に伴う間接経費補助金の返還等】</p> <p>4-9 補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、<u>当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じること。</u></p> <p>【間接経費の削減】</p> <p>4-10 「<u>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）</u>」に基づいて、<u>文部科学省又は日本学術振興会から、間接経費措置額の一定割合削減が通知された場合には、文部科学省又は日本学術振興会の指示に従うこと。</u></p> <p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>【研究活動の不正行為に係る調査の実施】</p> <p>5-2 補助金による研究活動に関わる不正行為が明らかになった場合（不正行為が行われた疑いのある場合を含む）には、<u>日本学術振興会に報告の上、速やかに調査を実施すること。また、その結果を日本学術振興会に報告するとともに、公表すること。</u></p> <p>【不正行為に伴う補助金の返還等】</p> <p>5-3 <u>補助事業において不正行為があった場合には、当該不正行為に係る補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正行為の再発を防止するための措置を適切に講じること。</u></p> <p>【間接経費の削減】</p> <p>5-4 「<u>研究活動の不正行為への対応のガイドライン</u>」に基づいて、<u>文部科学省又は日本学術振興会から、間接経費措置額の一定割合削減が通知された場合には、文部科学省又は日本学術振興会の指示に従うこと。</u></p> <p>(略)</p>
--	---